

安全管理規程

令和6年1月22日

令和7年3月21日

特定非営利活動法人 北の海の動物センター

目次

- 第1章 総則
- 第2章 経営代表者の責務
- 第3章 安全管理の組織
- 第4章 安全統括管理者及び運航管理者等の選解任並びに代行の指名
- 第5章 安全統括管理者及び運航管理者等の勤務体制
- 第6章 安全統括管理者及び運航管理者等の職務及び権限
- 第7章 安全管理規程の変更
- 第8章 運航計画、配船計画及び配乗計画
- 第9章 運航の可否判断
- 第10章 運航に必要な情報の収集及び伝達
- 第11章 輸送に伴う作業の安全の確保
- 第12章 輸送施設の点検整備
- 第13章 海難その他の事故の処理
- 第14章 安全に関する教育、訓練及び内部監査等
- 第15章 雑則

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、経営代表者が定める明確な安全方針に基づき、事業所内に安全最優先意識の徹底を図り、全従事者がこれを徹底して実行すべく、当事業所の使用する旅客船（以下「船舶」という。）の業務（附随する業務を含む。以下同じ。）を安全、適正かつ円滑に処理するための責任体制及び業務実施の基準を明確にし、もって全事業所一丸となって輸送の安全を確保することを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この規程における用語の意義は、次表に定めるところによる。

番号	用語	意義
(1)	安全マネジメント態勢	経営代表者により、事業所内で行なわれる安全管理が、あるべき手順及び方法に沿って確立され、実施され、維持される状態
(2)	経営代表者	事業者において最高位で指揮し、管理する者
(3)	安全方針	経営代表者がリーダーシップを発揮して主体的に関与し設定された輸送の安全を確保するための事業所全体の意図及び方向性
(4)	安全重点施策	安全方針に沿って追求し、達成を目指すための具体的施策
(5)	安全統括管理者	経営代表者で、輸送の安全を確保するための管理業務を統括管理する者
(6)	運航管理者	船長の職務権限に属する事項以外の船舶の運航の管理に関する統括責任者
(7)	運航管理補助者	運航管理者の職務を補佐する者
(8)	運航管理者代行	運航管理者が職務を執行できないとき、その職務を代行する者
(9)	運航計画	起終点、航行経路、航海速力、運航回数、発着時間、運航の時季等に関する計画
(10)	配船計画	運航計画を実施するための船舶の特定、当該船舶の回航及び入渠、予備船の投入等に関する計画
(11)	配乗計画	乗組員の編成及びその勤務割に関する計画
(12)	発航	現在の停泊場所を解らんして目的の航行を開始すること
(13)	基準航行	基準経路を基準速力により航行すること
(14)	港内	港則法に定める港の区域内（港則法に定めのない港については港湾法に定める港湾区域内、港則法又は港湾法に定めのない港については社会通念上港として認められる区域内）。ただし、港域が広大であって船舶の運航に影響を与えるおそれのない港域を除く。
(15)	入港	港の区域内、港湾区域内等において、狭水路、関門等を通航して防波堤等の内部へ進航すること。
(16)	運航	「発航」、「基準経路及び基準速力による航行の継続」又は「入港（着岸）」を行うこと。
(17)	反転	目的の航行の継続を中止し、発航港（発航地点）へ引き返すこと

(18)	気象・海象	風速（10 分間の平均風速）、視程（目標を認めることができる最大距離。ただし、視程が方向によって異なるときは、その中の最小値をとる。）及び波高（隣り合った波の峰と谷との鉛直距離）
(19)	運航基準図	航行経路（起終点、針路、変針点等）、航海速力、船長が甲板上の指揮をとるべき区間、その他航行の安全を確保するために必要な事項を記載した図面
(20)	船舶上	船舶の舷側より内側。ただし、舷てい、歩み板等船舶側から架設されたものがある場合はその先端までを含む。
(21)	陸上	船舶上以外の場所。ただし陸上施設の区域内に限る。
(22)	危険物	危険物船舶運送及び貯蔵規則第 2 条に定める危険物
(23)	陸上施設	岸壁（防舷設備を含む。）旅客待合室等、船舶の係留、旅客の乗降等の用に供する施設

（運航基準、作業基準、事故処理基準）

第 3 条 この規程の実施を図るため、運航基準、作業基準、事故処理基準を定める。

- 2 船舶の運航については、この規程及び運航基準に定めるところによる。
- 3 旅客の乗下船、船舶の離着岸等に係る作業方法、危険物の取扱い、旅客への遵守事項の周知等については、この規程及び作業基準に定めるところによる。
- 4 事故発生時の非常連絡の方法、事故処理組織、その他事故の処理に必要な事項については、この規程及び事故処理基準に定めるところによる。

第 2 章 経営代表者の責務

（経営代表者の主体的関与）

第 4 条 船舶による輸送の安全確保のため、経営代表者は次に掲げる事項について主体的に関与し、当事業所全体の安全マネジメント態勢を適切に運営する。

- (1) 関係法令及び事業所内規程の遵守と安全最優先の原則の徹底
- (2) 安全方針の設定
- (3) 安全重点施策の策定及び確実な実行
- (4) 重大な事故等に対する確実な対応
- (5) 安全マネジメント態勢を確立し、実施し、維持するために、かつ、輸送の安全を確保するために必要な要員、情報、輸送施設等を確実に使用できるようにすること
- (6) 安全マネジメント態勢の見直し

（経営代表者の責務）

第 5 条 経営代表者は、確固たる安全マネジメント態勢の実現を図るため、その責務を的確に果たすべく、次条以下に掲げる内容について、確実に実施する。

- 2 経営代表者は、事業の輸送の安全を確保するための管理業務の実施範囲を明らかにする。

（安全方針）

第 6 条 経営代表者は、安全管理にかかわる当社の全体的な意図及び方向性を明確に示した安全方針を設定し、当事業所内部へ周知する。

- 2 安全方針には輸送の安全確保を的確に図るために、次の事項を明記する。
 - (1) 関係法令及び当事業所規程の遵守と安全最優先の原則
 - (2) 安全マネジメント態勢の継続的改善

- 3 安全方針は、その内容について効果的・具体的な実現を図るため、経営代表者の率先垂範により、周知を容易かつ効果的に行なう。
- 4 安全方針は、必要に応じて見直しを行う。

(安全重点施策)

第7条 安全方針に沿って、具体的な施策を実現するため、安全重点施策を確定し実施する。

- 2 安全重点施策は、それを必要とする部門や組織の階層グループがそれぞれ策定（部門や組織がある場合に限る。）し、その達成度が把握できるような実践的かつ具体的なものとする。
- 3 安全重点施策は、これを実施するための責任者、手段、日程等を含むものとする。
- 4 安全重点施策を毎年、進捗状況を把握するなどして見直しを行なう。

第3章 安全管理の組織

(安全管理の組織)

第8条 この規程の目的を達成するため、次のとおり安全統括管理者、運航管理者及び運航管理補助者を置く。

- | | | |
|----------------|-----------|-----|
| ・営業所又は船舶「チパシリ」 | 安全統括管理者 | 1名 |
| ・船舶「チパシリ」 | 運航管理者（船長） | 1名 |
| ・営業所又は事務所 | 運航管理補助者 | 若干名 |

第4章 安全統括管理者、運航管理者等の選解任並びに代行の指名

(安全統括管理者の選任)

第9条 経営代表者は、経営代表者に位置づけられ、海上運送法施行規則第7条の2の2に規定された要件に該当する者の中から安全統括管理者を選任又は自ら兼任する。

(運航管理者の選任)

第10条 経営代表者は、安全統括管理者の意見を聴いて、海上運送法施行規則第7条の2の3に規定された要件に該当する者の中から運航管理者を選任又は自ら兼任する。

(安全統括管理者及び運航管理者の解任)

第11条 経営代表者は、安全統括管理者又は運航管理者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該安全統括管理者又は運航管理者を解任するものとする。

- (1) 国土交通大臣の解任命令が出されたとき
- (2) 身体の故障その他やむを得ない事由により職務を引き続き行なうことが困難になったとき
- (3) 安全管理規程に違反することにより、安全統括管理者又は運航管理者がその職務を引き続き行うことが輸送の安全の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき

(運航管理補助者の選任及び解任)

第12条 経営代表者は、安全統括管理者及び運航管理者の推薦により、運航管理補助者を選任する。

- 2 経営代表者は、安全統括管理者及び運航管理者の意見を聴いて、運航管理補助者を解任する。

(運航管理者代行の指名)

第13条 運航管理者は、事業所の運航管理補助者の中から運航管理者代行を指名しておくものとする。

2 前項の場合において、運航管理者は2人以上の者を順位を付して指名することができる。

第5章 安全統括管理者及び運航管理者等の勤務体制

(安全統括管理者の勤務体制)

第14条 安全統括管理者は、常時連絡できる体制になければならない。

2 安全統括管理者がその職務を執ることができないときは、安全統括管理者がその職務の内容を運航管理者に指示し、運航管理補助者が執ることとする。

(運航管理者の勤務体制)

第15条 運航管理者は、船長を兼務しているので、船舶が運航している間は、船舶「チパシリ」に勤務する。運航管理者が営業所不在となるので、運航管理補助者から予め代行者を指名して、常時連絡できる体制をとり、運航管理に当たらせる。

2 運航管理者は、下船その他の理由により、その職務を執ることができないと認めるときは、あらかじめ運航管理者代行にその職務を引継いでおくものとする。ただし、引継ぎ前に運航管理者と運航管理補助者の連絡が不能となったときは、連絡がとれるまでの間、運航管理者代行が自動的に運航管理者の職務を執るものとする。

(運航管理補助者の勤務体制)

第16条 運航管理補助者は、船舶が運航している間は、原則として営業所または事業所に勤務するものとする。

2 勤務中、やむを得ず職場を離れる等その職務を執ることができないと認めるときは、あらかじめその旨を運航管理者に連絡しなければならない。

第6章 安全統括管理者及び運航管理者等の職務及び権限

(安全統括管理者の職務及び権限)

第17条 安全統括管理者の職務及び権限は、次のとおりとする。

- (1) 安全マネジメント態勢に必要な手順及び方法を確認し、実施し、維持すること。
- (2) 安全マネジメント態勢の課題又は問題点を把握するために、安全重点施策の進捗状況、情報伝達及びコミュニケーションの確保、事故等に関する報告、是正措置及び予防措置の実施状況等、安全マネジメント態勢の実施状況及び改善の必要性の有無を経営代表者へ報告し記録すること。
- (3) 関係法令の遵守と安全最優先の原則を当事業所内部へ徹底するとともに、安全管理規程の遵守を確実にすること。

(運航管理者の職務及び権限)

第18条 運航管理者の職務及び権限は、次のとおりとする。

- (1) この規程の次章以下に定める職務を行うほか、船長の職務権限に属する事項を除き、船舶の運航の管理及び輸送の安全に関する業務全般を統轄し、安全管理規程の遵守を確実にしてその実施を図ること。
- (2) 船舶の運航に関し、輸送の安全を図ること。
- (3) 運航管理補助者を指揮監督すること。

(運航管理補助者の責務)

第 19 条 事業所に勤務する運航管理補助者は、運航管理者を補佐するほか、運航管理者がその職務を執行できないときは、第 13 条第 2 項の順位に従いその職務を代行するものとする。

2 事業所に勤務する運航管理補助者は、自己の勤務する事業所の管理する区域内にある船舶の運航の管理に関して、運航管理者を補佐するとともに運航管理者の指揮を受けて次の事項を実施するものとする。

- (1) 陸上における危険物その他旅客の安全を害するおそれのある物品の取扱いに関する作業の実施
- (2) 陸上における旅客の乗下船及び船舶の離着岸の際における作業の実施
- (3) 陸上施設の点検及び整備
- (4) 乗船待ちの旅客に対する遵守事項等の周知

第 7 章 安全管理規程の変更

(安全管理規程の変更)

第 20 条 安全統括管理者又は運航管理者兼船長は、それぞれの職場に関し、関係法令の改正、事業所内組織又は使用船舶の変更、航路の新設又は廃止等、この規程の内容に係る事項に常に留意し、当該事項に変更が生じたときは、遅滞なく規程の変更の発議をしなければならない。

2 経営代表者は、前項の発議があったときは、関係の責任者の意見を参考として規程の変更を決定する。

第 8 章 運航計画、配船計画及び配乗計画

(運航計画及び配船計画の作成及び改定)

第 21 条 運航計画又は配船計画を作成又は改定する場合は、運航管理者は使用船舶の性能、使用港の港勢、航路の交通状況及び自然的性質等についてその安全性を検討するものとする。

(配乗計画の作成及び改定)

第 22 条 配乗計画を作成又は改定する場合は、運航管理者は法定職員が適正に確保されているか、乗組員が過労になることはないか、航路に精通した船舶職員が乗組むこととなっているか等について、その安全性を検討するものとする。

(運航計画、配船計画及び配乗計画の臨時変更)

第 23 条 運航計画、配船計画又は配乗計画を臨時に変更する必要がある場合は、前 2 条に準じ運航管理者がその安全性を検討するものとする。

2 船舶、陸上施設又は港湾の状況が船舶の運航に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合は、運航管理者兼船長は、運航休止等の運航計画又は配船計画の臨時変更の措置をとらなければならない。

第 9 章 運航の可否判断

(運航の可否判断)

第 24 条 船長は、適時、運航の可否判断を行い、気象・海象が一定の条件に達したと認めるとき又は達するおそれがあると認めるときは、運航中止の措置をとらなければならない。

2 運航管理者（船長が運航管理者を兼任している場合は、運航管理補助者）は、台風等の荒天時において、船長からの求めがある場合には、第 29 条各事項の情報提供を行うとともに、必要に応じ、避航や錨泊による運航中止の措置に関する助言等適切な援助に努めるものとする。

- 3 運航管理者（船長が運航管理者を兼任している場合は、運航管理補助者）は、運航中止の措置又は運航の継続措置をとったときは、速やかに、その旨を安全統括管理者へ連絡しなければならない。
- 4 運航中止の措置をとるべき気象・海象の条件及び運航中止の後に船長がとるべき措置については、運航基準に定めるところによる。
- 5 船長は、運航中止の措置をとったときは、速やかに、その旨を運航管理者（船長が運航管理者を兼任している場合は、運航管理補助者）に連絡しなければならない。

（運航管理者の指示）

- 第 25 条 運航管理者は、運航基準の定めるところにより運航が中止されるべきであると判断した場合において、船長から運航を中止する旨の連絡がないとき又は運航する旨の連絡を受けたときは、船長に対して運航の中止を指示する（船長が運航管理者を兼任している場合を除く。）とともに、安全統括管理者へ連絡（安全統括管理者が運航管理者を兼任している場合を除く。）しなければならない。
- 2 運航管理者は、いかなる場合においても船長に対して発航、基準航行の継続又は入港を促し若しくは指示してはならない。（船長が運航管理者を兼任している場合を除く。）

（経営代表者又は安全統括管理者の指示）

- 第 26 条 経営代表者又は安全統括管理者は、濃霧注意報の発令など運航基準の定めるところにより運航が中止されるおそれがある情報を入手した場合、直ちに、運航管理者へ運航の可否判断を促さなければならない。
- 2 経営代表者又は安全統括管理者は、運航管理者から船舶の運航を中止する旨の連絡があった場合、それに反する指示をしてはならない。
 - 3 経営代表者又は安全統括管理者は、船長が運航の可否判断を行い、運航を継続する旨の連絡があった場合は、その理由を求めなければならない。理由が適切と認められない場合は、運航中止を指示しなければならない。

（運航管理者の援助措置）

- 第 27 条 運航管理者は、船長から臨時寄港する旨の連絡を受けたときは、当該寄港地における使用岸壁の手配等適切な援助を行うものとする。（船長が運航管理者を兼任している場合は、運航管理補助者が行う。）

（運航の可否判断等の記録）

- 第 28 条 運航管理者兼船長は、運航中止基準にかかる情報、運航の可否判断、運航中止の措置の結果等を記録しなければならない。

第 10 章 運航に必要な情報の収集及び伝達

（運航管理者の措置）

- 第 29 条 運航管理者は、次に掲げる事項を把握し、（4）及び（5）については必ず、その他の事項については必要に応じ船長に連絡するものとする。（船長が運航管理者を兼任している場合は、運航管理補助者が把握しておくものとする。）

- （1） 気象・海象に関する情報
- （2） 港内事情、航路の自然的性質

- (3) 陸上施設の状況
- (4) 水路通報、港長公示等官公庁の発する運航に関する情報
- (5) 乗船した旅客数
- (6) 乗船待ちの旅客数
- (7) 船舶の動静
- (8) その他、航行の安全の確保のために必要な事項

(船長の措置)

第 30 条 船長は、次に掲げる場合には必ず運航管理者（船長が運航管理者を兼任している場合は、運航管理補助者）に連絡しなければならない。

- (1) 発航前検査を終え出港するとき
- (2) 運航基準に定められた地点に達したとき
- (3) 入港したとき
- (4) 事故処理基準に定める事故が発生したとき
- (5) 運航計画又は航行の安全に係わりを有する船体、機関、設備等の修理又は整備を必要とする事態が生じたとき

2 船長は、次に掲げる事項の把握に努め、必要に応じ運航管理者（船長が運航管理者を兼任している場合は、運航管理補助者）に連絡するものとする。

- (1) 気象・海象に関する情報
- (2) 航行中の水路の状況

(運航基準図)

第 31 条 運航管理者は、船長と協議して（船長が運航管理者を兼任している場合を除く。）運航基準図を作成し、各船舶及び事業所に備え付けなければならない。

2 運航基準図に記載すべき事項は運航基準に定めるところによる。

第 11 章 輸送に伴う作業の安全の確保

(危険物の取扱い)

第 32 条 危険物その他の旅客の安全を害するおそれのある物品の取扱いは、法令及び作業基準に定めるところによる。

(旅客の乗下船等)

第 33 条 旅客の乗下船及び船舶の離着岸時の作業については作業基準に定めるところによる。

(発航前検査)

第 34 条 船長は、発航前に船舶が航海に支障ないかどうか、その他航海に必要な準備が整っているかどうか等を検査しなければならない。

(船内巡視)

第 35 条 船長及び乗組員は、旅客室その他必要と認める場所を巡視し、法令及び運送約款に定める旅客等が遵守すべき事項の遵守状況その他異常の有無を確認しなければならない。船長は、航行中、船内の状況に留意し、直接状況を見られない場所その他必要と認める場所については乗組員に点検させる。

2 船内巡視乗組員は、異常を発見したときは船長の指示を受けて所要の措置を講じなければならない。

ただし急を要する場合であって船長の指示を受ける時間的余裕がないときは、適切な措置を講ずるとともに速やかに船長に報告するものとする。

3 船内巡視乗組員は、異常の有無（安全確保上改善を必要とする事項がある場合の当該事項を含む。）を船長に報告し、巡視結果を巡視記録簿に記録するものとする。

（旅客等の遵守すべき事項等の周知）

第 36 条 運航管理者兼船長は、法令及び作業基準に定めるところにより、陸上及び船内において旅客等の遵守すべき事項及び注意すべき事項の周知徹底を図らなければならない。

（飲酒等の禁止）

第 37 条 安全統括管理者等は、アルコール検知器を用いたアルコール検査体制を構築しなければならない。

2 船長及び乗組員は、飲酒等の後、正常な運航業務ができるようになるまでの間及びいかなる場合も呼気 1 リットル中のアルコール濃度が 0.15 mg 以上である間、船舶の運航を実施してはならない。

3 船長は、乗組員が飲酒の後、正常な運航業務ができるようになるまでの間及びいかなる場合も呼気 1 リットル中のアルコール濃度が 0.15 mg 以上である間、船舶の運航を実施させてはならない。

第 12 章 輸送施設の点検整備

（船舶検査結果の確認）

第 38 条 運航管理者は、船舶が法令に定める船舶検査を受検したときは、当該検査の結果を確認しておくものとする。

（船舶の点検整備）

第 39 条 船長は、船体、機関、諸設備、諸装置等について、点検簿を作成し、それに従って、原則として毎日 1 回以上点検を実施するものとする。ただし、当日、発航前検査を実施した事項については点検を省略することができる。

2 船長は、前項の点検中、異常を発見したときは、修復整備の措置を講じなければならない。

（陸上施設の点検整備）

第 40 条 運航管理者は、陸上施設点検簿に基づいて、毎日 1 回以上、係留施設（岸壁、ビット、防舷材）、乗降用施設（タラップ）、転落防止施設等について点検し、異常のある箇所を発見したときは、直ちに修復整備の措置を講じなければならない。

なお、当該施設が港湾管理者その他の者の管理に属するものである場合は、当該施設の管理者に通知してその修復を求めるものとする。

第 13 章 海難その他の事故の処理

（事故処理にあたっての基本的態度）

第 41 条 事故の処理にあたっては、次に掲げる基本的態度で臨むものとする。

（1） 人命の安全の確保を最優先とすること。

（2） 事態を楽観視せず常に最悪の事態を念頭におき措置を講ずること。

- (3) 事故処理業務は、全ての業務に優先して実施すること。
- (4) 船長の対応措置に関する判断を尊重すること。
- (5) 運航管理補助者は、陸上でとりうるあらゆる措置を講ずること。

(船長のとるべき措置)

第 42 条 船長は、自船に事故が発生したときは、人命の安全の確保のための万全の措置、事故の拡大防止のための措置、旅客の不安を除去するための措置等必要な措置を講ずるとともに、事故処理基準に定めるところにより、事故の状況及び講じた措置を速やかに事業所の運航管理者補助者及び海上保安官署等に連絡しなければならない。この場合において措置への助言を求め、援助を必要とするか否かの連絡を行わなければならない。

2 船長は、自船が重大かつ急迫の危険に陥った場合又は陥るおそれがある場合は、直ちに遭難通信（遭難信号）又は緊急通信を発しなければならない。なお、船舶衛星電話及び携帯電話がある場合は、併せて「1 1 8 番」へ通報しなければならない。

(運航管理者のとるべき措置)

第 43 条 運航管理者（船長が運航管理者を兼任している場合は、運航管理補助者）は、船長からの連絡等によって事故の発生を知ったとき又は船舶の動静を把握できないときは、事故処理基準に定めるところにより必要な措置をとるとともに、安全統括管理者（船長が安全統括管理者を兼任している場合を除く）へ速報しなければならない。

(経営代表者及び安全統括管理者のとるべき措置)

第 44 条 安全統括管理者は、運航管理者等からの連絡によって事故の発生を知ったときは、事故処理基準に定めるところにより必要な措置をとるとともに、経営代表者へ速報しなければならない。

2 経営代表者及び安全統括管理者は、事故の状況、被害規模等を把握・分析し、適切に対応措置を講じなければならない。また、現場におけるリスクを明確にし、必要な対応措置を講じなければならない。

(事故の処理)

第 45 条 事故の処理は、事故処理基準に定める事故処理組織により行なうものとする。

(通信の優先処理)

第 46 条 事故関係の通信は、最優先させ、迅速かつ確実に処理されなければならない。

(関係官署への報告)

第 47 条 運航管理者補助者（船長が運航管理者を兼任している場合は、運航管理補助者）は、事故の発生を知ったときは、速やかに関係運輸局等及び海上保安署にその概要及び事故処理の状況を報告しなければならない。

(事故の原因等の調査)

第 48 条 運航管理者は、事故の原因及び事故処理の適否を調査し、事故の再発の防止及び事故処理の改善を図るものとする。

第 14 章 安全に関する教育、訓練及び内部監査等

(安全教育)

第 49 条 安全統括管理者及び運航管理者は、運航管理補助者、乗組員、安全管理に従事する者、内部監査を担当する者に対し、安全管理規程（運航基準、作業基準、事故処理基準を含む。）、海上衝突予防法等の関係法令その他輸送の安全を確保するために必要と認められる事項について理解しやすい具体的な安全教育を定期的に実施し、その周知徹底を図らなければならない。

2 運航管理者は、航路の状況、海難その他の事故及びインシデント（事故等の損害を伴わない危険事象）事例を調査研究し、随時又は前項の教育に併せて乗組員に周知徹底を図るものとする。

（訓練）

第 50 条 安全統括管理者及び運航管理者は、経営代表者の支援を得て事故処理に関する訓練を計画し、年 1 回以上これを実施しなければならない。訓練は、全事業所的体制で処理する規模の事故を想定した実践的なものとする。

2 訓練の前後には打合せを行い、特記事項があれば経営代表者へ意見具申する。

（記録）

第 51 条 運航管理者は、前 2 条の教育等を行ったときは、その概要を記録簿に記録しておくものとする。

（内部監査及び見直し）

第 52 条 内部監査を行なう者は、経営代表者の支援を得て関係者とともに年 1 回以上船舶及び陸上施設の状況並びに安全管理規程の遵守状況の他、安全マネジメント態勢全般にわたり内部監査を行なうものとし、船舶の監査は停泊中及び航海中の船舶について行うものとする。さらに、重大事故が発生した場合にはすみやかに実施する。

2 内部監査にあたっては、経営代表者は、その重要性を事業所内に周知徹底する。

3 内部監査を行うに際し、安全マネジメント態勢の機能全般に関し見直しを行い、改善の必要性、実施時期について評価し、改善に向け作業する。

4 内部監査及び見直しを行なったときは、その内容を記録する。

5 内部監査を行う者は、安全統括管理者及び運航管理者等が業務の監査を行うほか、特に陸上側の安全マネジメント態勢については、監査の客観性を確保するため当該部門の業務に従事していない者が監査を行う。

第 15 章 雑 則

（安全管理規程等の備付け等）

第 53 条 安全統括管理者及び運航管理者は、それぞれの職務に応じ、安全管理規程（運航基準、作業基準、事故処理基準を含む。）及び運航基準図を船舶、事業所その他必要と認められる場所に、容易に閲覧できるよう備え付けなければならない。

2 安全マネジメント態勢を確立し、実施し、維持するために、それぞれの職務に関し作成した各種文書はそれぞれの職務に応じ適切に管理する。

（情報伝達）

第 54 条 輸送の安全に係る運航・整備等輸送サービスの実施に直接携わる部門が、現場の顕在的課題、潜在的課題等を、経営代表者への直接上申する手段（目安箱、事業所内メール等）を用意する。

2 安全統括管理者は、前項の上申又はその他の手段により安全にかかる意見等の把握に努め、その検討、実現反映状況について事業所内へ周知する。

- 3 安全統括管理者は、輸送の安全を確保するために講じた措置を（所属団体等を活用して）適宜の方法により外部に公表しなければならない。また、輸送の安全にかかる情報を（所属団体等を活用し）適時、外部に対して公表する。

附 則 この規程は、令和 6 年 4 月 1 日より実施する。

運 航 基 準

網走あざらしウォッチング能取岬航路
網走イルカ・クジラウォッチング沖合航路

令和6年1月22日

令和7年3月21日

特定非営利活動法人 北の海の動物センター

目 次

- 第1章 目 的
- 第2章 運航の可否判断
- 第3章 船舶の航行

第1章 目的

(目的)

第1条 この基準は、安全管理規程に基づき、網走あざらしウォッチング能取岬航路および網走イルカ・クジラウォッチング沖合航路の船舶の運航に関する基準を明確にし、もって航海の安全を確保することを目的とする。

第2章 運航の可否判断

(発航の可否判断)

第2条 船長は、発航前に運航の可否判断を行い、発航地港内の気象・海象が次に掲げる条件の一に達していると認めるときは、発航を中止しなければならない。

	風速	波高	視程	流氷・結氷
網走港	8m/s 以上	0.5m 以上	300m 以下	港内区域を5割以上の面積で流氷が流入してきている場合、もしくは本船の航行に支障をきたすほど著しく港内が結氷した場合

2 船長は、発航前において、航行に遭遇する気象・海象（視程を除く。）に関する情報を確認し、次に掲げる条件の一に達するおそれがあると認めるときは、発航を中止しなければならない。

風速	波高	流氷
8m/s 以上	1.0m以上	発航後、大規模な流氷帯に遭遇又は接触するおそれがある場合

3 船長は、前2項の規定に基づき発航の中止を決定したときは、旅客の下船、保船措置その他の適切な措置をとらなければならない。

(基準航行の可否判断等)

第3条 船長は、基準航行を継続した場合、大規模な流氷帯に遭遇又は接触するおそれがある場合、及び船体の動揺等により安全な航行が困難となるおそれがあると認めるときは、基準航行を中止し、減速、適宜の変針、基準航路等の適切な措置をとらなければならない。

2 前項に掲げる事態が発生するおそれのあるおおよその海上模様及び船体動揺は、次に掲げるとおりである。

風速	波高	流氷
8m/s 以上 (船首尾方向の風を除く)	1.0m 以上	レーダーもしくは目視により確認し、風向及び潮流により大規模な流氷帯が本船と遭遇又は接触するおそれがあると判断したとき

- 3 船長は、航行中、周囲の気象及び海象（視程を除く。）又は流氷に関する情報を確認し、次に掲げる条件の一に達するおそれがあると認めるときは、目的の航行の継続を中止し、反転、避泊又は臨時寄港の措置をとる。基準経路の変更により目的地点への安全な航行の継続が可能と判断されるときは、この限りでない。

風速	波高	流氷
8m 以上	1.0m 以上	レーダーもしくは目視により確認し、風向及び潮流により大規模な流氷帯が本船と遭遇又は接触するおそれがあると判断したとき

- 4 船長は、航行中、周囲の視程に関する情報を確認し、次に掲げる条件に達したと認めるときは、基準航行を中止し、当直体制の強化を図るとともにその時の状況に適した安全な速力とし、状況に応じて停止、航路外錨泊又は基準経路変更の措置をとる。

視程
300m 以下

（入港の可否判断等）

- 第4条 船長は、入港予定港内の気象・海象に関する情報を確認し、次に掲げる条件の一に達していると認めるときは、入港を中止し、適宜の海域での錨泊、抜港、臨時寄港その他の適切な措置をとらなければならない。

	風速	波高	視程	流氷・結氷
網走港	8m/s 以上	0.5m 以上	300m 以下	港内区域を5割以上の面積で流氷が流入してきている場合、もしくは本船の航行に支障をきたすほど著しく港内が結氷した場合

（運航の可否判断等の記録）

- 2 運航管理者及び船長は、運航の可否判断、運航中止の措置及び協議内容を運航記録簿及び運航可否判断記録簿に記録するものとする。運航中止基準に達するおそれがあった場合における運航継続の措置については、判断理由を記載すること。記録は適時まとめて記載してもよい。

第3章 船舶の航行

（航海当直配置等）

- 第5条 船長は、次の配置を決めておくものとする。変更する場合も同様とする。

- （1） 出入港配置
- （2） 通常航海当直配置
- （3） 狭視界航海当直配置
- （4） 荒天航海当直配置
- （5） 狭水道航行配置（網走あざらしウォッチング能取岬航路のみ）

（運航基準図等）

- 第6条 運航基準図に記載すべき事項は、次のとおりとする。

なお、運航管理者は、当該事項のうち必要と認める事項について運航基準図の分図、別表等を作成して運航の参考に資するものとする。

- (1) 起点、終点及び寄港地の位置並びにこれら相互間の距離
 - (2) 航行経路（針路、変針点、基準経路の名称等）
 - (3) 標準運行時刻（起点、終点及び寄港地の発着時刻並びに主要地点通貨時刻）（網走あざらしウォッチング能取岬航路のみ）
 - (4) 船長が運航管理補助者と連絡をとるべき地点
 - (5) 航行経路付近に存在する魚網施設（定置網）等航行の障害となるものの位置
 - (6) その他航行の安全を確保するために必要な事項
- 2 前項によることが困難な場合は、航行経路付近に存在する浅瀬、岩礁等航行の障害となるものの位置、当該障害物を回避するための避険線等、必要と認める事項を記載した航行海域図を作成するものとする。
- 3 船長は、基準経路、避険船その他必要と認める事項を常用海図に記入して航海の参考に資するものとする。

（基準経路）

第7条 基準経路は、運航基準図に記載のとおり、常用基準経路とする。

（速力基準等）

第8条 速力基準は、次表のとおりとする。

速力区分	速力	毎分機関回転数
最微速	4ノット	500rpm
微速	6ノット	800rpm
半速	10ノット	1200rpm
航海速力	21ノット	2200rpm

- 2 船長は、速力基準表を船橋内の操作する位置から見易い場所に掲示しなければならない。
- 3 船長は、旋回性能、惰力等を記載した操縦性能表を船橋に備え付けておかなければならない。

（特定航法）

- 第9条 船長は、港則法、海上交通安全法、海上衝突予防法等の関係法令を遵守するとともに、各海域及び港内における特定航法、港長公示事項、漁業協同組合との協定事項等を守らなければならない。又、特に次の事項に留意すること。
- (1) 基準航路を航行中に操業中の漁船に接近した場合は、当該漁船の操業の妨げにならないよう十分注意して航行する。
- 2 流氷帯付近を航行する場合の航法は、以下のとおりとする。
- (1) 流氷帯から15m以内には接近しない
 - (2) 流氷帯の規模及び海風、潮流による動向には十分注意して航行する。
 - (3) 海風、潮流により流氷が著しく接近するおそれがあるとき等、基準航路の航行の継続が危険と判断される場合には、航行の継続を中止し、避港又は帰港する。
 - (4) 目視及びレーダーを有効に活用し、常に流氷の動向を把握して航行する。

（通常連絡等）

第10条 船長は基準経路上において、網走あざらしウォッチング能取岬航路においては出航後70分経過後、網走イルカ・クジラウォッチング沖合航路の2時間30分コースについては、出港後45分経過後と出港後90分経過後の2回、10時間コースについては、出航後2時間経過後、出航後4時間

経過後、出航後 6 時間経過後、出航後 8 時間経過後の計 4 回、運航管理補助者あて次の（１）の事項を連絡しなければならない。

（１） 連絡事項

- ①通過地点箇所
- ②通過時間
- ③天候、風向、風速、波浪、視程、流氷の状況
- ④その他入港予定時刻等運航管理上必要と認める事項

2 運航管理補助者は、航行に関する安全情報等船長に連絡すべき事項が生じた場合は、その都度速やかに連絡するものとする。

（入港連絡等）

第 11 条 船長は、入港 10 分前となったときは、運航管理補助者に次の事項を連絡しなければならない。

- （１） 入港予定時刻
- （２） 運航管理補助者の援助を必要とする事項

2 前項の連絡を受けた運航管理補助者は、船長に次の事項を連絡するものとする。

- （１） 着岸岸壁の使用船舶の有無
- （２） 着岸岸壁付近の停泊船舶の状況
- （３） 岸壁付近の風向、風速、視程、波浪（風浪、うねりの方向、波高）及び潮流（流向、流速）
- （４） その他操船上の参考となる事項

（連絡方法）

第 12 条 船長と運航管理補助者との連絡は、次の方法による。

区 分	連 絡 先	連絡方法
通常の場合	（社）網走市観光協会	NTT ドコモ携帯電話、船舶衛星電話
緊急の場合	（社）網走市観光協会	NTT ドコモ携帯電話、船舶衛星電話

（機器点検）

第 13 条 船長は、網走川河口護岸付近にて周囲の状況に応じ、機関の後進、舵等の点検を実施する。一日に何度も入出港を繰り返す場合も同様である。

（記録）

第 14 条 船長及び運航管理補助者は、基準航路の変更に関して協議を行なった場合は、その内容を、運航管理日誌に記録するものとする。

(新) 網走あざらしウオッチング能取岬航路 運航基準図

距離 4.4 km

転針地点の位置

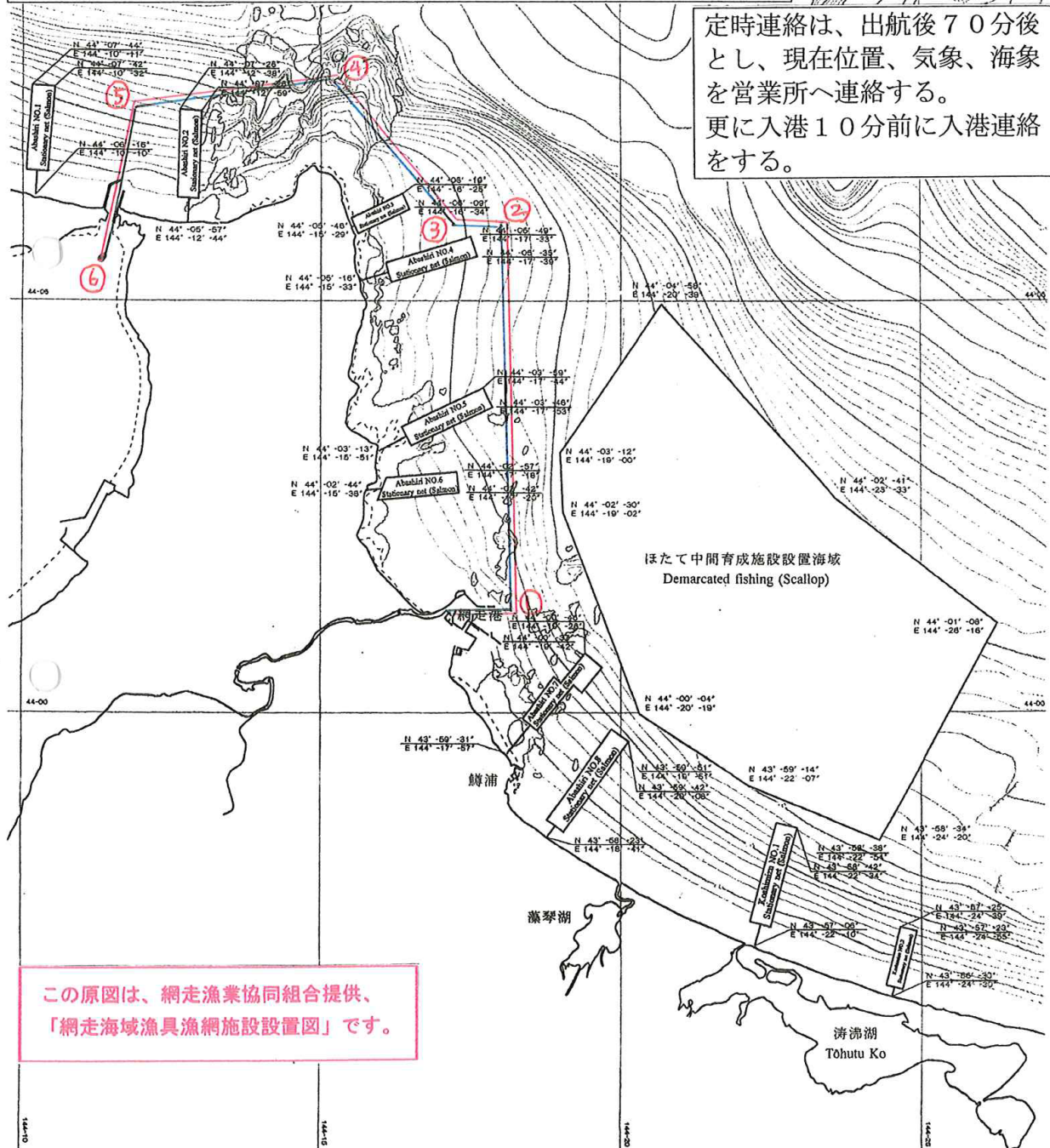
N 44-10-09 "

E 144-18-59 "

変針地点の位置

- | | | | |
|---------------|---------------|---------------|---------------|
| ① N44-01-36 " | E 144-17-78 " | ④ N44-06-13 " | E 144-16-68 " |
| ② N44-05-16 " | E 144-17-71 " | ⑤ N44-07-10 " | E 144-15-34 " |
| ③ N44-06-13 " | E 144-16-68 " | ⑥ N44-10-09 " | E 144-18-59 " |

定時連絡は、出航後70分後とし、現在位置、気象、海象を営業所へ連絡する。
更に入港10分前に入港連絡をする。



②② 運航基準図

W42 世界地圖系 WGS-84

Note
Features outlined below indicate applications systems are specially tailored to the World Commerce System and System. Such features can be placed directly on this chart.

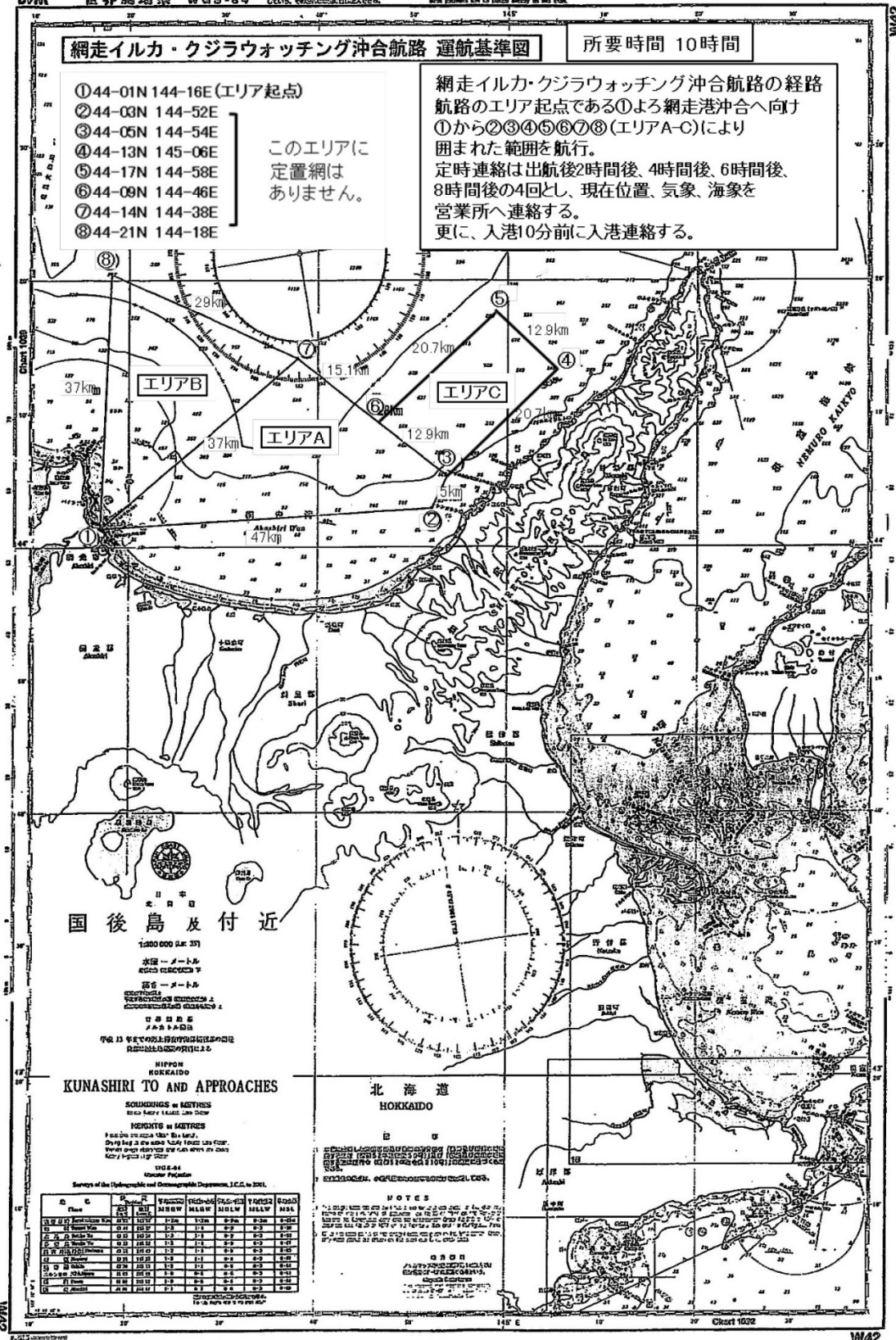
網走イルカ・クジラウォッチング沖合航路 運航基準図

所要時間 10時間

- ①44-01N 144-16E(エリア起点)
②44-03N 144-52E
③44-05N 144-54E
④44-13N 145-06E
⑤44-17N 144-58E
⑥44-09N 144-46E
⑦44-14N 144-38E
⑧44-21N 144-18E
- この
定置
あり

このエリアに
定置網は
ありません。

網走イルカ・クジラウォッチング沖合航路の経路
航路のエリア起点である①より網走港沖合へ向け
①から②③④⑤⑥⑦⑧(エリアA-C)により
囲まれた範囲を航行。
定時連絡は出航後2時間後、4時間後、6時間後、
8時間後の4回とし、現在位置、気象、海象を
営業所へ連絡する。
更に、入港10分前に入港連絡する。



作 業 基 準

令和6年1月22日

令和7年3月21日

特定非営利活動法人 北の海の動物センター

目 次

第1章 目的

第2章 作業体制

第3章 危険物等の取扱い

第4章 乗下船作業

第5章 旅客の遵守事項等の周知

第1章 目的

(目的)

第1条 この基準は、安全管理規程に基づき、網走イルカ・クジラウォッチング沖合航路および網走あざらしウォッチング能取岬航路の作業に関する基準を明確にし、もって輸送に関連する作業の安全を確保することを目的とする。

第2章 作業体制

(作業体制)

第2条 運航管理補助者は、運航管理補助者が自ら、陸上において、乗船待機中の旅客の整理、乗下船する旅客の誘導、離着岸時における諸作業を実施する。

2 船長は、乗組員を指揮し若しくは自ら、船舶上における乗下船する旅客の誘導、離着岸時における諸作業を実施する。

第3章 危険物等の取扱い

(危険物等の取扱い)

第3条 危険物の取扱いは、運航管理者の指示に従い、危険物船舶運送及び貯蔵規則等関係法令の定めるところにより行うものとする。

2 刀剣、銃器、兵器その他旅客の安全を害するおそれのある物品の取扱いについては、運航管理者の指示に従い、運送を拒絶するか又は一定の条件をつけて運送を引き受けるものとする。ただし、原則として船室に持ち込むことは拒絶しなければならない。

3 運航管理補助者又は乗組員は、旅客の手荷物、小荷物その他の物品が前2項の物品に該当するおそれがあると認めるときは、運航管理者又は船長の指示を受けて運送申込人の立会いのもとに点検し、必要な措置を講ずるものとする。

4 運航管理補助者は、前3項の措置を講じたときは、その状況を運航管理者兼船長に報告するものとする。

第4章 乗下船作業

(乗船作業)

第4条 旅客の乗船は、原則として出港10分前とする。

2 出港10分前になったときは、乗組員と船長は、タラップを設置し、運航管理補助者に旅客の乗船を開始するよう合図する。

3 運航管理補助者は旅客を乗船口に誘導する。

4 運航管理補助者及び乗組員は、乗船旅客数（無料幼児を含む）を把握し、旅客定員を超えていないことを確認して、それぞれ船長に乗船旅客数を報告する。

(離岸作業)

第5条 運航管理補助者は、離岸作業完了後、見送人等が離岸作業により危害を受けないよう退避させ、岸壁上の状況が離岸に支障ないことを確認して、その旨を乗組員に連絡し、運航管理補助者自らが配置につく。

2 運航管理補助者は、船長の指示により運航管理補助者自ら、迅速、確実に係留索を放す。

(着岸作業)

第6条 運航管理者又は運航管理補助者は、船舶の着岸時刻5分前までに綱取りその他の作業に必要な作業員を配置する。（陸上作業員を配置しない場合は、運航管理者又は運航管理補助者自らが配置につく。）

- 2 運航管理者又は運航管理補助者は、陸上作業員を指揮して（陸上作業員を配置しない場合は除く。）迅速、確実に綱取作業を実施する。この場合、運航管理者又は運航管理補助者は、作業員が（作業員を配置しない場合は除く。）係留索の急緊張等により危害を受けることのないよう十分注意する。
- 3 乗組員は、船長の指示により迅速、確実に係留作業を実施する。
- 4 乗組員は、船内放送等により着岸時の衝撃による旅客の転倒事故を防止するため、旅客へ着席や手すりへの掴まりを指示する。

（係留中の保安）

第7条 船長及び運航管理者又は運航管理補助者は、係留中、旅客の安全に支障のないよう係留方法、栈橋等の乗降用設備の保安に十分留意する。

（下船作業）

- 第8条 船長は、船体が完全に着岸したことを確認したときは、その旨運航管理補助者及び乗組員に合図する。
- 2 乗組員は、運航管理補助者と協力してタラップ等の乗降用設備を架設し、架設完了を確認した後、旅客を誘導して下船させ、下船完了後、船長に報告（船長が乗組員の業務を行なった場合は除く。）する。

第5章 旅客の遵守事項等の周知

（乗船待ち旅客に対する遵守事項等の周知）

- 第9条 運航管理者及び運航管理補助者は、乗船待ちの旅客に対して次の事項を掲示等により周知しなければならない。
- （1） 旅客は乗下船時及び船内においては係員の誘導に従うこと。
 - （2） 船内においては、乗船中の者に危害を加えるような行為又は迷惑をかける行為をしないこと。
 - （3） その他旅客の安全に関して旅客に周知すべき事項。

（乗船旅客に対する遵守事項等の周知）

- 第10条 船長は、船内の旅客が見やすい場所に次の事項を掲示しなければならない。
- （1） 旅客の禁止事項。
 - （2） 救命胴衣の格納場所及び着用方法。
 - （3） 非常の際の避難要領（非常信号、避難経路等）。
 - （4） 病気、盗難等が発生した場合の乗組員への通報。
 - （5） 下船及び非常の際には係員の指示に従うこと。

（救命胴衣の着用について）

- 第11条 船長は、救命胴衣の着用に関し、旅客に対し以下の措置を講じなければならない。
- （1） 乗船している旅客には、救命胴衣を着用させること。
 - （2） 12歳未満の児童には、船室内にいる場合を除き、常時、救命胴衣を着用させること。
 - （3） 気象、海象の悪化等、利用者の安全確保のために必要と判断される場合は、救命胴衣を着用させること。

事 故 処 理 基 準

令和6年1月22日
令和7年3月21日

特定非営利活動法人 北の海の動物センター

目 次

- 第1章 総 則
- 第2章 事故等の発生時の通報
- 第3章 事故の処理等

第1章 総則

(目的)

第1条 この基準は、安全管理規程に基づき、当事業所の運航中の船舶に係る事故等の処理に関し、安全管理規程の運用上の基準を明確にすることにより、事故等処理を迅速かつ適切に実施し、人命の安全の確保と損害の局限を図るとともに、事故等の原因等を究明し、将来の船舶の運航の安全に資することを目的とする。

(事故等の範囲)

第2条 この基準において、「事故」とは当事業所の運航中の船舶に係る（１）～（４）に掲げる事象をいい、「事故等」とは事故及び（５）の事態（以下「インシデント」という。）をいう。

- （１） 旅客、乗組員又はその他の乗船者の死亡、行方不明、負傷若しくは疾病又はその他の人身事故（以下「人身事故」という）。
- （２） 衝突、乗揚げ、火災、浸水、漂流、行方不明、機関停止等重大な機関故障又はその他の救助を必要とする船舶の海難事故。
- （３） 航路の障害、港湾施設の損傷又は荒天等による運航の阻害。
- （４） 強取（乗っ取り）、殺人、傷害又は暴行、脅迫等の不法行為による運航の阻害。
- （５） 前記（１）～（３）の事象に至るおそれの大きかった事態。

(軽微な事故への準用)

第3条 本事故処理基準は、必要に応じ、前条に定める事故以外の運航中の船舶に係る事故に準用するものとする。

第2章 事故等発生時の通報

(非常連絡)

第4条 船長は、事故の状況を運航管理者補助者に報告する場合は速報を旨とし、判明したものから逐次追報することにより次条の項目を網羅するよう心がけなければならない。

- 2 船長の海上保安署等への連絡は、初動時は「118番」による。以後、別表「非常連絡表」により最寄りの海上保安署等に行うものとする。
- 3 運航管理者補助者は事故が発生したときは、速やかに、事故の状況について判明したものから逐次電話（FAXを含む）又は口頭で運輸局等に報告するものとする。インシデントが発生したときは、被害発生にまで及ばないことを見極めた上、後日資料化するものとするが、同種事案が再発する可能性が高い場合は、遅滞なく、その状況を運輸局等に報告するものとする。非常連絡事項を記載した報告様式(FAX用紙)を船舶及び営業所、事務所に備え置くものとする。
- 4 非常連絡は、原則として、別表によるものとする。ただし、事故の内容によっては、運航管理者補助者の判断で、運輸局等及び海上保安本部等を除き連絡すべき範囲を限定することができる。

あばしりネイチャークルーズ 非常連絡票

船 名 チパシリ
船舶衛星電話 870776058749
備付携帯電話 090-4423-3322

あばしりネイチャークルーズ	
安全統括管理者	
運行管理者 兼 船長	
運行管理補助者	

営業所（業務委託事業所）	
（一社）網走市観光協会	
網走市南3条東4丁目5-1 みなと観光交流センター内 電話：0152-44-5849 FAX：0152-44-5844	
会長	
専務理事	
事務局長	
職員	

海上保安部	
最初の通報	118
網走海上保安署	
網走市南5条東6丁目 電話：0152-44-9118 FAX：0152-61-2080	

北海道運輸局関係	
北見運輸支局	
電話：0157-24-7581 FAX：0157-61-8248	
釧路運輸支局	
電話：0154-51-0057 FAX：0154-51-0124 時間外：	
北海道運輸局 海上安全環境部 運航労務監理官	
電話：011-290-2773 FAX：011-290-1031 時間外：	

網走警察署	43-0110
網走消防署	43-2221
網走市役所	44-6111
航空自衛隊	43-3666

医療機関	
網走厚生病院	43-3157
網走中央病院	44-8611
後藤田医院	44-6811
網走記念病院	61-0101
桂ヶ丘クリニック	61-6161

その他関係機関	
網走漁業共同組合 漁業無線局	43-3386

<<非常連絡事項>>

全事故等に共通

- ①船名
- ②日時 ③場所
- ④事故等の種類
- ⑤死傷者の有無
- ⑥救助の要否
- ⑦当時の気象・海象

<<事故処理組織>>・総指揮：小林万里

・運行管理者の業務

- ①事故の実態把握、事故関係情報の収集、船舶及び関係機関との連絡、救難の実施、他救難に必要な事項に関する事。
- ②旅客及び被災者の把握、被災者の救護、欠航便の旅客処理他旅客対策に関する事。
- ③被災者の親近者への連絡及び世話、報道関係対応（発表を除く）

(非常連絡事項)

第5条 事故等が発生した場合の連絡は、原則として次の区分により行うものとする。

(1) 全事故等に共通する事項

- ①船名
- ②日時
- ③場所
- ④事故等の種類
- ⑤死傷者の有無
- ⑥救助の要否
- ⑦当時の気象・海象

事故等の態様による事項

	事故等の種類	連絡事項
a	衝突	①衝突の状況（衝突時の両船の針路、速力等又は岸壁等への接近状況） ②船体、機器の損傷状況 ③浸水の有無（あるときは d 項） ④流出油の有無（あるときはその程度及び防除措置） ⑤自力航行の可否 －船舶衝突の場合－ ⑥相手船の船種、船名、総トン数、(用) 船主・船長名（できれば住所、連絡先） －船舶衝突の場合－ ⑦相手船の状況（船体損傷の状況、死傷者の有無、救助の要否等）
b	乗揚げ	①乗揚げの状況（乗揚げ時の針路、速力、海底との接触箇所、船体傾斜、吃水の変化、陸岸との関係等） ②船体周囲の水深、底質及び付近の状況 ③潮汐の状況、船体に及ぼす風潮及び波浪の影響 ④船体、機器の損傷状況 ⑤浸水の有無（あるときは d 項） ⑥離礁の見通し及び陸上からの救助の可否 ⑦流出油の有無（あるときはその程度及び防除措置）
c	火災	①出火場所及び火災の状況 ②出火原因 ③船体、機器の損傷状況 ④消火作業の状況 ⑤消火の見通し
d	浸水	①浸水箇所及び浸水の原因 ②浸水量及びその増減の程度 ③船体、機器の損傷状況 ④浸水防止作業の状況 ⑤船体に及ぼす風浪の影響 ⑥浸水防止の見通し ⑦流出油の有無（あるときはその程度及び防除措置）

e	強取、殺人傷害暴行等の不法行為	①事件の種類 ②事件発生の端緒及び経緯 ③被害者の指名、被害状況等 ④被疑者の人数、氏名等 ⑤被疑者が凶器を所持している場合は、その種類、数量等 ⑥措置状況
f	人身事故（行方不明を除く）	①事故の発生状況 ②死傷者又は疾病者数 ③発生原因 ④負傷又は疾病の程度 ⑤応急手当の状況 ⑥緊急下船の必要の有無
g	旅客、乗組員等の行方不明	①行方不明が判明した日時及び場所 ②行方不明の日時、場所及び理由（推定） ③行方不明者の氏名等 ④行方不明者の遺留品等
h	その他の事故	①事故の状況 ②事故の原因 ③措置状況
i	インシデント	①インシデントの状況 ②インシデントの原因 ③措置状況

第3章 事故の処理等

（船長のとるべき措置）

第6条 事故が発生したときに、旅客の安全、船体の保全のために船長が構すべき必要な措置はおおむね次のとおりである。

（1） 海難事故の場合

- ①損傷状況の把握及び事故局限の可否の検討
- ②人身事故の対する早急な救護
- ③連絡方法の確立（船内及び船外）
- ④旅客への正確な情報の周知及び状況に即した適切な旅客の誘導
- ⑤二次災害及び被害拡大を防止するための適切な作業の実施

（2） 不法事件の場合

- ①被害者に対する早急な救護
- ②不法行為者の隔離又は監視
- ③連絡方法の確立（船内及び船外）
- ④旅客に対する現状及び措置状況の周知と旅客の軽率な行為の禁止
- ⑤不法行為が継続している場合、中止を求める不法行為者への説得

（経営代表者のとるべき措置）

第7条 経営代表者は、通常連絡、入港連絡等の船長からの連絡が異常に遅延している場合又は連絡なしに入港が異常に遅延している場合は、遅滞なく船舶の動静把握のために必要な措置を講じなければならない。

2 経営代表者は、前項の措置を講じたにもかかわらず船舶の動静を把握できないときは、直ちに関係海上保安署等に連絡するとともに第4条（非常連絡）に従って関係者に通報しなければならない。

3 事故の発生を知ったとき又は船舶の動静が把握できないときに、経営代表者がとるべき必要な措置はおおむね次のとおりである。

- (1) 事故の実態把握及び救難に必要な情報の収集及び分析
- (2) 海上保安署への救助要請
- (3) 行方不明者の搜索又は本船の救助のための搜索船又は救助船等の手配
- (4) 必要人員の派遣及び必要物資の補給等
- (5) 船長に対する必要事項の連絡及び助言
- (6) 医師、病院、宿舎の手配等の旅客の救護のための措置
- (7) 乗船客の氏名の確認及びその連絡先への通知

(事故処理組織)

第8条 事故処理の組織、編成及び職務は次表のとおりとする。

	職務
経営代表者	総指揮
安全統括管理者 運航管理者	総指揮補佐又は総指揮
運航管理補助者 若干名	事故の実態の把握、事故関係情報の収集、船舶及び関係機関との連絡、救難の実施、その他救難に必要な事項に関すること。旅客及び被災者の把握、被災者の救護、欠航便の旅客処理その他旅客対策に関すること。被災者の近親者への連絡及び世話、報道関係者の対応（発表を除く。）救援関係物資の調達・補給、その他庶務に関すること。

(医療救護の連絡等)

第9条 船長及び運航管理者（船長が運航管理者を兼任している場合は、運航補助管理者）は、船内に医療救護を必要とする事態が発生したときは、乗船者に医師がいる場合はその医師の協力を要請することとし、不在の場合は別表「非常連絡表」により最寄りの医師と連絡を取り、その指示のもとに適切な措置を講じなければならない。

(現場の保存)

第10条 船長及び運航管理者（船長が運航管理者を兼任している場合は、運航管理補助者）は、事故の処理後、関係海上保安署等と連絡をとりつつ、運航に支障のない限り事故の原因の調査を行なうとともに、事件の捜査の対象となる場所及び物品の保存に努めなければならない。

運賃及び料金の適用方法

令和6年1月22日
令和7年3月21日

特定非営利活動法人 北の海の動物センター

I 運賃の適用方法

1. 旅客運賃

旅客運賃は、旅客が1回乗船する場合に適用する。

2. 小児旅客運賃

(1) 次の旅客には小児旅客運賃を適用する。

イ、小学校に修学している小児

ロ、大人に同伴されずに、又は団体(以下(3)で説明)として乗船する1歳以上で小学校に修学していない小児

ハ、大人に同伴されて乗船する1歳以上で小学校に修学していない小児であって大人1名につき1人を超えるもの

(2) 1歳未満の小児の運賃及び大人に同伴されて乗船する1歳以上で小学校に修学していない小児(団体として乗船する者を除く)の運賃であって大人1名につき1人分は無料とする。

(3) 上記(1)のロでいう団体とは、学校教育法第1条の養護学校及び幼稚園並びに児童福祉法第7条の保育所に所属する生徒等で、旅行目的及び行程等を同じくし、かつ、同一区間を同一便で旅行する者で構成された旅客が乗船する場合に適用する。

(4) 小児旅客運賃は、大人運賃の半額とし、10円未満のは数は、5円以上は、切り上げ5円未満は切り捨てる。

3. 貸切運賃

貸切運賃は、船客人数に関わらず船舶が1回運航するごとに適用する。

II 旅客運賃の割引

1. 旅客運賃の割引は、次のとおりとする。

(1) 身体障害者に対する旅客運賃

身体障害者及びその介護者に対する旅客運賃の割引は、次に定めるところによる。

イ、適用方法

身体障害者福祉法第15条第4項の身体障害者手帳の交付を受けている者に適用し、これを次に掲げる第1種身体障害者及び第2種身体障害者に分ける。

①第1種身体障害者とは、次に掲げる障害の等級の範囲に属する者をいう。

(イ)視覚障害1級から3級及び4級の1

(ロ)聴覚障害2級及び3級

(ハ)肢体不自由

- ・ 上肢 1 級、2 級の 1 及び 2 級の 2
- ・ 下肢 1 級、2 級及び 3 級の 1
- ・ 体幹 1 級から 3 級
- ・ 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害
 - ・ 上肢機能 1 級及び 2 級
 - ・ 移動機能 1 級から 3 級

(ニ)心臓、じん臓若しくは呼吸器又はぼうこう若しくは直腸若しくは小腸若しくはヒト免疫不全ウイルスによる免疫若しくは肝臓の機能の障害

- ・ 心臓、じん臓若しくは呼吸器又は小腸の機能障害 1 級、3 級及び 4 級
- ・ ぼうこう又は直腸の機能障害 1 級及び 3 級
- ・ ヒト免疫不全ウイルスによる免疫又は肝臓の機能障害 1 級から 4 級

(ホ)前各号の障害の種類を 2 つ以上有し、その障害の総合の程度が前各号の等級に準ずるもの

②第 2 種身体障害者とは、次に掲げる障害の等級の範囲に属する者をいう。

(イ)視覚障害 4 級の 2、5 級及び 6 級

(ロ)聴覚又は平衡機能障害

- ・ 聴覚障害 4 級及び 6 級
- ・ 平衡機能障害 3 級及び 5 級

(ハ)音声機能、言語機能又はそしやく機能障害 3 級及び 4 級

(ニ)肢体不自由・上肢 2 級の 3、2 級の 4 及び 3 級から 6 級

- ・ 下肢 3 級の 2、3 級の 3 及び 4 級から 6 級
- ・ 体幹 5 級
- ・ 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害
 - ・ 上肢機能 3 級から 6 級
 - ・ 移動機能 4 級から 6 級

(ホ)ぼうこう又は直腸の機能障害 4 級

(注)上記の障害の種別及び等級は、身体障害者福祉法施行規則別表第 5 号による。

ロ、適用条件

この割引の適用に当たっての条件は、次のとおりとする。

①身体障害者手帳の提示をするとともに、あらかじめ乗船券発売所等に備えてある「身体障害者乗船運賃割引申込書」を提出した場合に限る。

②介護者については、身体障害者 1 名について当方において介護能力があると認めた介護者 1 名が、当該身体障害者と同一の乗船区間、乗船等級等により旅行する場合に限る。

ハ、割引の内容

旅客運賃の割引の内容は次のとおりとする。

①身体障害者及び第 1 種身体障害者本人と介護者の旅客運賃については、5 割引とする。
ただし、第 2 種身体障害者は本人のみ 5 割引とし、介護者については割引を適用しない。

(3) 知的障害者に対する旅客運賃

イ、適用方法

昭和 48 年 9 月 27 日厚生省発児第 1 5 6 号厚生事務次官通知「療育手帳制度について」に規定する療育手帳の交付を受けている者に適用し、これを次に掲げる第 1 種知的障害者及び第 2 種知的障害者に分ける。

①第1種知的障害者とは、昭和48年9月27日厚生省児童家庭局長通知「療育手帳制度の実施について」に規定する障害の程度が重度の者をいい、療育手帳の判定欄の記述が「A」のもの

②第2種知的障害者とは、知的障害者であって上記①以外の者をいう。(療育手帳の判定欄の記述が「B」のもの)

ロ、適用条件

この割引の適用に当たっての条件は、次のとおりとする。

①療育手帳の提示をするとともに、あらかじめ乗船券発売所等に備えてある「知的障害者乗船漕賃割引申込書」を提出した場合に限る。

②介護者については、知的障害者1名について当方において介護能力があると認めた介護者1名が、当該知的障害者と同一の乗船区間、乗船等級等により旅行する場合に限る。

ハ、割引の内容

旅客運賃の割引の内容は次のとおりとする。

①知的障害者及び第1種知的障害者本人と介護者の旅客運賃については、5割引とする。

ただし、第2種知的障害者は本人のみ5割引とし、介護者については、割引を適用しない。

(4) 被救護者に対する旅客運賃

イ、適用方法

次に掲げる施設又は団体から救護又は保護を受ける者(以下「被救護者という」)及びその付添人に適用する。

①児童福祉法第17条の児童相談所付設の一時保護所並びに同法第41条から第44条までの各施設

②生活保護法第38条の保護施設

③社会福祉事業法第2条の救護施設、施療施設及び宿泊提供施設で前号以外のもの

④少年院法第1条の少年院及び同法第16条の少年鑑別所

⑤犯罪者予防更正法第18条の保護観察所

ロ、適用条件

①本人所属の施設又は団体から交付を受けた所定の旅客運賃割引証を提出した者に限る。

ただし、被救護者が行商等営利を目的として旅行する場合を除く。

②被救護者の付添人については、当該被救護者が老幼者、身体障害者又は逃亡のおそれがあるものであり、当方において付添が必要と認めた場合に限る。

ハ、割引の内容

旅客運賃を、5割引とする。

(5) 精神障害者に対する旅客運賃

イ、適用方法

「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)」第45条第2項に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者に適用し、これを次に掲げる第1種精神障害者及び第2種精神障害者に分ける。

①第1種精神障害者とは、「精神保健福祉法施行令(昭和25年5月23日政令第155号)」第6条第2項の規定により、精神障害者保健福祉手帳に記載されている障害等級が、1級及び2級の者。

②第2種精神障害者とは、上記イ以外の者をいう。(精神障害者保健福祉手帳に記載されている障害等級が、3級の者。)

ロ、適用条件

この割引の適用に当たっての条件は、次のとおりとする。

①精神障害者保健福祉手帳の提示をするとともに、あらかじめ乗船券発売所等に備えてある「精神障害者乗船運賃割引申込書」を提出した場合に限る。

②介護者については、精神障害者1名について当方において介護能力があると認めた介護者1名が、当該精神障害者と同一の乗船区間、乗船等級等により旅行する場合に限る。

ハ、割引の内容

旅客運賃の割引の内容は次のとおりとする。

①第1種精神障害者の旅客運賃については、本人と介護者の旅客運賃を5割引とする。ただし、第2種精神障害者は本人のみ5割引とし、介護者にあつては、割引を適用しない。

(6) 勤労青少年、青年学級生及び勤労青年学校生に対する旅客運賃

イ、適用方法

次に掲げる勤労青少年、青年学級生及び勤労青年学校生に適用する。

①労働基準法の適用を受ける事業所若しくは事務所(以下「事務所」という)に雇用される者(以下「従業員」という)又は事業所以外の箇所に、家事労務のために雇用される者(以下「家事使用人」という)であつて、次の各号に該当するものをいう。

(イ)年齢が15歳以上20歳未満の者

(ロ)就職に際して住所を移転した者

②社会教育法の規定により開設した勤労青年学校の学校生

ロ、適用条件

次に掲げる代表者から交付を受けた所定の旅客運賃割引証を提出した者に限る。

①勤労青少年が従業員の場合は、当該事業所の代表者

②勤労青少年が家事使用人の場合は、都道府県労働局(厚生労働省設置法の定めるものをいう)の局長

③勤労青年学校の学校生の場合は、市区町村の教育委員会の代表者

ハ、割引の内容

旅客運賃を2割引とする。

2. 運賃の割引で2つ以上の割引条件に該当する場合は、重複して適用しない。

3. 貸切運賃については、割引の適用をしない。

標準運航約隸(昭和61年運輸省告示第252号)

旅客運送の部

令和6年1月22日

令和6年4月1日

令和7年3月21日

特定非営利活動法人 北の海の動物センター

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 運送の引受け（第3条—第5条）
- 第3章 運賃及び料金（第6条—第17条）
- 第4章 旅客の義務（第18条—第20条）
- 第5章 賠償責任（第21条—第23条）
- 第6章 連絡運輸等（第24条・第25条）

第1章 総則

(適用範囲)

第1条 この運送約款は、当社が経営する航路で行う旅客及び手回り品の運送に適用されます。

2 この運送約款に定めのない事項については、法令の規定又は一般の慣習によります。

3 当社がこの運送約款の趣旨及び法令の規定に反しない範囲内で特約の申込みに応じたときは、その特約によります。

(定義)

第2条 この運送約款で「旅客」とは、徒歩客及び自動車航送を行う場合にあっては、自動車航送に係る自動車の運転者、乗務員、乗客その他の乗車人をいいます。

2 この運送約款で「大人」とは、12歳以上の者（小学生（小学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条の小学校、義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部並びに同法第134条第1項の各種学校の小学部に類するものをいう。以下同じ。）に就学する児童をいう。以下同じ。）を除く。）をいいます。

3 この運送約款で「小児」とは、12歳未満の者及び12歳以上の小学生をいいます。

4 この運送約款で「手回り品」とは、旅客が自ら携帯又は同伴して船室に持ち込む物であって、次の各号のいずれかに該当するものをいいます。

(1) 3辺の長さの和が2メートル以下で、かつ、重量が30キログラム以下の物品

(2) 車いす（旅客が使用するものに限る。）

(3) 身体障害者補助犬（身体障害者補助犬法（平成14年法律第49号）第2条に規定する盲導犬、介助犬及び聴導犬であって、同法第12条の規定による表示をしているものをいう。）

5 この運送約款で「営業所」とは、当社の事務所及び当社が指定する者の事務所をいいます。

第2章 運送の引受け

(運送の引受け)

第3条 当社は、使用船舶の輸送力の範囲内において、運送の申込みの順序により、旅客及び手回り品の運送契約の申込みに応じます。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、運送契約の申込みを拒絶し、又は既に締結した運送契約を解除することがあります。

(1) 当社が第5条の規定による措置をとった場合

(2) 旅客が次のいずれかに該当する者である場合

ア 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）による一類感染症、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症若しくは指定感染症（入院を必要とするものに限る。）の患者（疑似症患者及び無症状病原体保有者を含む。）又は新感染症の所見がある者

イ 泥酔者、薬品中毒者その他他の乗船者の迷惑となるおそれのある者

ウ 重傷病者又は小学校に就学していない小児で、付添人のない者

エ 年齢、健康上その他の理由によつて生命が危険にさらされ、又は健康が著しく損なわれるおそれのある者

- (3) 旅客が法令若しくはこの運送約款の規定に違反する行為を行い、又は行うおそれがある場合
- (4) 運送契約の申込みがこの運送約款と異なる運送条件によるものである場合
- (5) 当該運送に関し、申込者から特別な負担を求められた場合
(手回り品の持込み等)

第4条 旅客は、手回り品（第2条第4項第2号及び第3号に掲げるものを除く。以下この項において同じ。）を2個に限り、船室に持ち込むことができます。ただし、手回り品の大きさ、乗船する船舶の輸送力等を勘案し、当社が支障がないと認めたときは、2個を超えて持ち込むことができます。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、手回り品が次の各号のいずれかに該当する物であるときは、その持込みを拒絶することがあります。

- (1) 臭気を発するもの、不潔なものその他乗船者に迷惑を及ぼすおそれのあるもの
- (2) 銃砲、刀剣その他使用することにより、乗船者、他の物品又は使用船舶に危害を及ぼすおそれのあるもの
- (3) 爆発物その他乗船者、他の物品又は使用船舶に危害を及ぼすおそれのあるもの
- (4) 遺体
- (5) 生動物（第2条第4項第3号に掲げるものを除く。）
- (6) その他運送に不相当と認められるもの

3 当社は、手回り品が前項各号のいずれかに該当する物である疑いがあるときは、旅客又は第三者の立会いのもとに、当該手回り品の内容を点検することがあります。

(運航の中止等)

第5条 当社は、法令の規定によるほか、次の各号のいずれかに該当する場合は、予定した船便の発航の中止又は使用船舶、発着日時、航行経路若しくは発着港の変更の措置をとることがあります。

- (1) 気象又は海象が船舶の航行に危険を及ぼすおそれがある場合
- (2) 天災、火災、海難、使用船舶の故障その他のやむを得ない事由が発生した場合
- (3) 災害時における円滑な避難、緊急輸送その他これらに類する旅客又は貨物の輸送を行う場合
- (4) 船員その他運送に携わる者の同盟罷業その他の争議行為が発生した場合
- (5) 乗船者の疾病が発生した場合など生命が危険にさらされ、又は健康が著しく損なわれるおそれがある場合
- (6) 使用船舶の奪取又は破壊等の不法行為が発生した場合
- (7) 旅客が第18条第1項各号に掲げる行為をし、又はしようとしていると信ずるに足りる相当な理由がある場合
- (8) 官公署の命令又は要求があつた場合

第3章 運賃及び料金

(運賃及び料金の額等)

第6条 旅客（自動車航送を行う場合にあっては、自動車航送に係る自動車の運転者を除く。）及び手回り品の運賃及び料金（以下「運賃及び料金」という。）の額並びにその適用方法については、第3項から第5項までに定めるところによるほか、別に地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）に届け出たところによります。

- 2 運賃及び料金には、旅客の食事代金は含まれていません。
- 3 次の各号のいずれかに該当する小児の運賃及び料金は、無料とします。ただし、指定製の座席又は寝台を1人で使用する場合は運賃及び料金については、この限りではありません。

(1) 1歳未満の小児

(2) 大人に同伴されて乗船する1歳以上の小学校に就学していない小児（団体として乗船する者及び大人1人につき1人を超えて同伴されて乗船する者を除く。）

- 4 重量の和が20キログラム以下の手回り品の料金は、無料とします。

- 5 第2条第4項第2号及び第3号に掲げる手回り品の料金は、無料とします。

第7条 削除

(運賃及び料金の収受)

第8条 当社は、営業所において所定の運賃及び料金を収受し、これと引き換えに乗船券を発行します。

- 2 当社は、旅客が船長又は当社の係員（以下「船員等」という。）の承諾を得て運賃及び料金を支払わずに乗船した場合は、船内において乗船区間、等級及び船室に対応する運賃及び料金を申し受け、これと引き換えに補充乗船券を発行します。

- 3 自動車航送を行う場合であつて、当該自動車の運転者が2等船室以外の船室に乗船しようとするときは、当社は、当該船室に対応する運賃及び料金の額と2等運賃の額との差額を申し受け、これと引き換えに補充乗船券を発行します。

(乗船券の効力)

第9条 乗船券は、券面記載の乗船区間、通用期間、指定便（乗船年月日及び便名又は発航時刻が指定されている船便をいう。以下同じ。）、等級及び船室に限り、使用することができます。

- 2 定期乗船券は、記名本人に限り使用することができます。

- 3 旅客がその都合により乗船券（定期乗船券を除く。）の券面記載の乗船区間内で途中下船した場合には、当該乗船券の前途は、無効とします。ただし、乗換えその他この運送約款において特に定める場合は、この限りではありません。

(運賃及び料金の変更の場合の取扱い)

第10条 運賃及び料金に変更された場合において、その変更前に当社が発行した乗船券は、その通用期間内に限り、有効とします。

(乗船券の通用期間)

第11条 当社は、乗船券（指定便に係るものを除く。）の通用期間について、次の各号に定める区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間以上の期間を定め、これを券面に記載します。

(1) 片道券 片道の乗船距離により次の区分に応じ、それぞれの区分で定める期間

ア 100キロメートル未満のものにあつては、発売当日限り

イ 100キロメートル以上200キロメートル未満のものにあつては、発売当日を含めて2日間

ウ 200キロメートル以上400キロメートル未満のものにあつては、発売当日を含めて4日間

エ 400キロメートル以上のものにあつては、発売当日を含めて7日間

(2) 往復券 往復券に係る片道の乗船距離により前号の区分に応じ、それぞれの区分で定める期間の2倍の期間

(3)回数券 発売当日を含めて2月間

- 2 疾病その他旅客の一身に関する不可抗力又は当社が第5条の規定による措置をとったことにより、旅客が、乗船することを延期し、又は継続して乗船することができなくなつた場合は、当社は、乗船券の未使用区間について、7日間を限度として、その通用期間を延長する取扱いに応じます。
- 3 旅客の乗船後に乗船券の通用期間が経過した場合は、そのまま継続して乗船する間に限り、当該乗船券の通用期間は、その間延長されたものとみなします。

(乗船変更)

第12条 旅客が乗船券(回数乗船券及び定期乗船券を除く。)の通用期間の終了前(指定便に係るものにあつては、当該指定便の発航前)に券面記載の乗船区間、指定便、等級又は船室の変更を申し出た場合には、当社は、1回に限り、当該申出に係る乗船券の発売営業所その他当社が指定する営業所においてその変更の取扱いに応じます。ただし、変更しようとする船便等の輸送力に余裕がない場合は、この限りではありません。

- 2 前項の規定により当社が変更の取扱いに応じる場合には、当該変更に係る手数料は、無料とし、変更後の乗船区間、等級及び船室に対応する運賃及び料金の額と既に収受した運賃及び料金の額との間に差額が生じるときは、当社は、不足額があればこれを申し受け、過剰額があればこれを払い戻します。

(指定便発航後の乗船変更の特例)

第13条 旅客が指定便に係る乗船券について当該指定便の発航後に乗船船便の変更を申し出た場合には、当社は、当該乗船券の券面記載の乗船日に発航する他の船便の輸送力に余裕がある場合に限り、当該乗船券による2等船室への乗船変更の取扱いに応じます。

(乗越し等)

第14条 旅客が乗船後に乗船券の券面記載の乗船区間、等級又は船室の変更を申し出た場合には、当社は、その輸送力に余裕があり、かつ、乗越し又は上位の等級若しくは船室への変更となる場合に限り、その変更の取扱いに応じます。この場合には、当社は、変更後の乗船区間、等級及び船室に対応する運賃及び料金の額と既に収受した運賃及び料金の額との差額を申し受け、これと引き換えに補充乗船券を発行します。

(乗船券の紛失)

第15条 旅客が乗船券を紛失したときは、当社は、改めて運賃及び料金を申し受け、これと引き換えに乗船券を発行します。この場合には、当社は、その旨の証明書を発行します。ただし、乗船券を所持して乗船した事実が明白である場合には、この規定を適用しないことがあります。

- 2 旅客は、紛失した乗船券を発見したときは、その通用期間の経過後1年以内に限り、前項の証明書を添えて当社に運賃及び料金の払戻しを請求することができます。

(不正乗船等)

第16条 旅客が次の各号のいずれかに該当する行為をしたときは、当社は、運賃及び料金のほかにこれらの2倍に相当する額の増運賃及び増料金をあわせて申し受けることがあります。この場合において、乗船港が不明のときは当該船便の始発港をもって乗船港とみなし、乗船した等級が不明のときは当該船舶の最上等級をもって乗船した等級とみなします。

- (1) 船員等の承諾を得ないで、乗船券を持たずに乗船すること。

- (2) 無効の乗船券で乗船すること。
- (3) 記載事項が改変された乗船券で乗船すること。
- (4) 当該乗船券を使用することができる者以外の者がこれを使用して乗船すること。
- (5) 当社の係員が乗船券の提示を求め、又は運賃及び料金の支払いを請求してもこれに応じないこと。
- (6) 不正の申告によつて、運賃及び料金の割引を受け、又は運賃及び料金を支払わずに乗船すること。
- (7) 乗船券を回収する際にその引渡しを拒否すること。

(払戻し及び払戻し手数料)

第17条 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該乗船券の発売営業所その他当社が指定する営業所において、それぞれ当該各号に定める額の運賃及び料金を払い戻します。

- (1) 旅客が、入鉄前の船便の指定のない乗船券（回数乗船券及び定期乗船券を除く。以下この条において同じ。）について、その通用期間内に払戻しの請求をした場合（第3号及び第7号に該当する場合を除く。） 券面記載金額（割引がされているときは、割引後の金額。以下同じ。）
- (2) 旅客が、入鉄前の指定便に係る乗船券について、当該指定便の発航前に払戻しの請求をした場合（次号及び第7号に該当する場合を除く。） 券面記載金額
- (3) 死亡、疾病その他旅客の一身に関する不可抗力により、旅客が、乗船することを取り止め、又は継続して乗船することができなくなつたことを証明した場合において、乗船券の通用期間の経過後30日以内に払戻しの請求をしたとき。 券面記載金額と既使用区間に対応する運賃及び料金の額との差額
- (4) 旅客が、入鉄前の回数乗船券について、その通用期間内に払戻しの請求をした場合 券面記載の乗船区間の回数割引前の運賃及び料金の額に使用済券片数を乗じて得た額を券面記載金額から控除した額
- (5) 旅客が、定期乗船券について、その通用期間内に払戻しの請求をした場合 券面記載の乗船区間の往復の運賃及び料金の額（往復割引があるときは、割引後の運賃及び料金の額）に使用開始日以降の経過日数を乗じて得た額を券面記載金額から控除した額
- (6) 特別急行料金又は急行料金を収受する船便（以下「急行便」という。）が、当該急行便の所定の所要時間以内の時間で当社が定める時間以上遅延して到着した場合において、当該急行便の旅客が払戻しの請求をしたとき。 収受した特別急行料金又は急行料金の額
- (7) 当社が第5条の規定による措置をとつた場合において、旅客が運送契約を解除し、払戻しの請求をしたとき。 券面記載金額と既使用区間に対応する運賃及び料金の額との差額
- (8) 当社が第3条第2項の規定により運送契約を解除した場合 券面記載金額と既使用区間に対応する運賃及び料金の額との差額
- (9) 旅客が第15条第2項の規定による払戻しの請求をした場合 券面記載金額

2 当社は、前項の規定により運賃及び料金の払戻しをするときは、次の各号に定める区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額の範囲内において当社が定める額の手数料を申し受けます。ただし、同項第6号、第7号及び第8号（第3条第2項第1号に係る場合に限る。）に係る払戻しについては、手数料を申し受けません。

- (1) 前項第1号、第3号から第5号まで、第8号（第3条第2項第1号に係る場合を除く。）及び第9号に係る払戻し 200円
- (2) 前項第2号に係る払戻し
 - ア 発航する日の7日前までの請求に係る払戻し 200円
 - イ 発航する日の前々日までの請求に係る払戻し 券面記載金額の1割に相当する額（その額が200円に満たないときは、200円）
 - ウ 発航時刻までの請求に係る払戻し 券面記載金額の3割に相当する額（その額が200円に満たないときは、200円）

第4章 旅客の義務

（旅客の禁止行為等）

第18条 旅客は、次に掲げる行為をしてはいけません。

- (1) みだりに船舶の操舵設備その他の運航のための設備又は船舶に係る旅客乗降用可動施設の作動装置を操作すること。
- (2) みだりに船舶内の立入りを禁止された場所に立ち入ること。
- (3) 船舶内の喫煙を禁止された場所において喫煙すること。
- (4) みだりに消火器、非常用警報装置、救命胴衣その他の非常の際に使用すべき装置又は器具を操作し、又は移動すること。
- (5) みだりに自動車その他の貨物の積付けのための装置又は器具を操作し、又は移動すること。
- (6) みだりにタラップ、遮断機その他乗船者若しくは自動車の乗下船又は転落防止のための設備を操作し、又は移動すること。
- (7) みだりに乗船者又は自動車の乗下船の方法を示す標識その他乗船者の安全のために掲げられた標識又は掲示物を損傷し、又は移動すること。
- (8) 石、ガラスびん、金属片その他船舶又は船舶上の人若しくは積載物を損傷するおそれのある物件を船舶に向かって投げ、又は発射すること。
- (9) 海中投棄を禁止された物品を船舶から海中に投棄すること。
- (10) 船員等の職務の執行を妨げる行為をすること。
- (11) 他の乗船者に不快感を与え、又は迷惑をかけること。
- (12) 船内の秩序若しくは風紀を乱し、又は衛生に害のある行為をすること。

2 旅客は、乗下船その他船内における行動に関し、船員等が輸送の安全確保と船内秩序の維持のために行う職務上の指示に従わなければなりません。

3 船長は、前項の指示に従わない旅客に対し、乗船を拒否し、又は下船を命じることがあります。
（手回り品の保管）

第19条 旅客は、船室に持ち込んだ手回り品を自己の責任において保管しなければなりません。

（旅客名簿への記載）

第20条 旅客は、海上運送法（昭和24年法律第187号）第15条（同法第21条の5において準用する場合を含む。）に規定する旅客名簿に、次に掲げる事項を記載しなければなりません。

- (1) 氏名

- (2) 年齢、生年月日又は大人、子供及び幼児の区分
- (3) 性別
- (4) 次に掲げる旅客の区分に応じ、それぞれ次に掲げる事項
 - ア イに掲げる旅客以外の旅客 住所又は住民票に記載されている市区町村名
 - イ 日本国内に住所を有しない外国人である旅客 国籍及び旅券番号
- (5) 乗船の日時及び港並びに下船の港
- (6) 事故、災害その他の非常の場合における介助等の支援の要否

第5章 賠償責任

(当社の賠償責任)

第21条 当社は、旅客が、船員等の指示に従い、乗船港の乗降施設（改札口がある場合にあっては、改札口。以下同じ。）に達した時から下船港の乗降施設を離れた時までの間に、その生命又は身体を害した場合は、運送人が運送に関し注意を怠らなかったことを証明した場合を除き、これにより生じた損害について賠償する責任を負います。

2 前項の規定にかかわらず、当社は、次の各号のいずれかに該当する場合は、責任を負わないことがあります。

- (1) 大規模な災害、震災その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において運送を行う場合
- (2) 運送に伴い通常生ずる振動その他の事情により生命又は身体に重大な危険が及ぶおそれがある者の運送を行う場合

3 当社は、手回り品その他旅客の保管する物品の滅失又は損傷により生じた損害については、当社又はその使用人に故意又は過失があったことが証明された場合に限り、これを賠償する責任を負います。

4 当社が第5条の規定による措置をとったことにより生じた損害については、第1項又は前項の規定により当社が責任を負う場合を除き、当社は、これを賠償する責任を負いません。

(保険契約)

第22条 当社は、前条第1項（同条第2項において当社が免責される場合を除く。）に係る賠償責任を負うため、使用船舶ごとに、当該船舶の運航により生じた旅客の生命又は身体の損害を賠償することによって生ずる損失について、当該船舶の定員（船舶安全法（昭和8年法律第11号）第9条第1項に規定する最大搭載人員のうち旅客に係るものをいう。）1人につき、てん補する額の限度額を1億円以上とすることをその内容に含む保険契約又は共済契約に加入しています。

(旅客に対する賠償請求)

第23条 旅客が、その故意若しくは過失により、又は法令若しくはこの運送約款を守らなかったことにより当社に損害を与えた場合は、当社は、当該旅客に対し、その損害の賠償を求めることがあります。

第6章 連絡運輸等

(連絡運輸)

第24条 当社と連絡運輸に関する取決めのある運送事業者が発行する連絡乗車船券は、当社の運送区間については、当社の乗船券とみなします。

2 当社が連絡運輸に係る運送を引き受ける場合は、当社は、全運送区間の運送に対する運賃及び料金その他の費用を収受し、これと引き換えに全運送区間の運送に対する連絡乗車船券を発行します。

3 連絡運輸に係る旅客及び手回り品の運送については、当社の運送区間に関しては、この運送約款が適用されます。

(共通乗船券)

第25条 当社と共通乗船券による旅客の運送の取扱いに関する取決めのある船舶運航事業者が発行する共通乗船券は、当社の乗船券とみなします。

2 前項の共通乗船券により行われる旅客及び手回り品の運送については、当社の運送区間に関しては、この運送約款が適用されます。

旅客船の操縦性能に関する資料

令和6年1月22日
令和7年3月21日

特定非営利活動法人 北の海の動物センター

1. 船舶の概要

船名	チパシリ
プロペラの種類	三翼一体型試運転時の状態

2. 試運転時の状態

df	0.413m
da	0.355m
トリム	-0.058m

3. 試運転成績

左旋回

出力状態	4/4, 2050rpm / 26.2k' t
舵角	35°
回頭時間	27秒 (発令→180°)
最大旋回圏	約35m

右旋回

出力状態	4/4, 2050rpm / 26.2k' t
舵角	35°
回頭時間	27秒 (発令→180°)
最大旋回圏	約35m

停止性能

出力状態	4/4 → 後進最大 2050rpm / 26.2k' t
停止時間	発令 → 船体停止まで8秒
停止距離	発令 → 船体停止まで約30m